

指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

令和8年3月24日（火）

泉佐野市 健康福祉部 広域福祉課 障害事業者担当 電 話 072-493-2023 FAX 072-462-7780

標記について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 事業者

- (1) 名 称 株式会社 s e a s o n
- (2) 代表者 代表取締役 岸野 藍（きしの あい）
- (3) 所在地 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺867番地1

2 事業所

- (1) 名 称 グループホーム らいと
- (2) 所在地 大阪府泉佐野市葵町二丁目9番37-1号
- (3) 事業所番号 2724501719
- (4) サービス種類 共同生活援助（令和6年7月1日指定）

3 指定取消日

令和8年3月24日

（処分通知日：令和8年3月24日）

4 指定を取り消す理由

- (1) 不正の手段により法第29条第1項の指定を受けた。（法第50条第1項第9号）

事業者は、新規申請の際に、事業者と雇用関係にない者を従業者として申請書類に記載し、また偽造した経歴書、実務経験証明書を提出し、指定を受けた。

- (2) 訓練等給付費の請求に関して不正があった。（法第50条第1項第6号）

事業者は、本来指定を受けることができないにもかかわらず、不正の手段により指定を受け、請求することのできない訓練等給付費を請求し受領した。

5 事業者に対する経済上の措置（法第8条第2項）

経済上の措置としては不正請求に関する返還額8,862,975円に加え、当該額に百分の四十を乗じて得た額の支払いを求める。

内訳 泉佐野市 4,623,162円
貝塚市 4,239,813円